

E Cサイトを活用して、売上げ増加に取り組む県内の中小企業者を応援します！

兵庫県中小企業E Cサイト活用販売支援事業

補助対象者

補助対象事業
・経費

補助金額

助成対象期間
申請期間
実績報告期間

お問い合わせ
様式等

次の①、②、③を満たす事業者

- ① 県内に事業所を有する中小企業者
- ② 申請前直近月間売上が、令和元年または令和2年の同じ月と比べて20%以上減少していること
- ③ 新たにE Cサイトを活用した販売事業に取り組むこと

新たにE Cサイトを活用して、販売事業に参入することで売上げ増加に取り組む場合に、その必要な経費を支援

E Cサイト出店時初期費用

○サーバー利用料・ドメイン取得料
○モール型E C出展料 等

新商品出品に要する経費

○ストア構築ツール（Webサイト作成ソフト）購入費・利用料
○写真撮影経費（外注費） 等

商品発送に要する梱包資材費

○梱包資材（エア緩衝材、段ボール、販売商品のパンフレット等） 等

補助対象経費の1/2以内（上限16万円）

令和3年10月15日（金）～令和4年1月31日（月）まで
申請は、令和3年11月30日（火）
報告は、令和4年2月10日（木）までとします

兵庫県産業労働部産業振興局経営商業課

兵庫県E Cサイト活用販売支援金事務局

電話 078-362-3892

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ecsitekatsuyouhanbaisienzigyou.html>

申請に必要な様式、手続き方法等は、兵庫県のホームページ(上記URL及びQRコード)でご覧いただけます。



※詳細については募集要項をご確認ください

よくある質問（例）

○ 今回の支援金の対象となる業種は何ですか？

新たにECサイトを活用し新事業を行う全ての業種の中小企業を対象にしています。

○ 今回の事業では具体的に何が対象になりますか？

まず、「ECサイト出店時初期費用」です。これには、レンタルサーバーの利用料やドメインの取得料、モール型ECへの出展料などが該当します。

続いて、「新商品出品に要する経費」です。モール型ECへ出店するためのストア構築ツール（Webサイト作成ソフト）の購入費や利用料、さらに商品をより購買意欲が高まるように、写真撮影を外注した場合の経費などが該当します。

最後に、「商品発送に要する梱包資材費」です。送られた商品が破損・汚損していたら残念な気持ちになりますが、商品を守るエア緩衝材、段ボールや販売商品のパンフレットやレター等、次回の購入にもつながる、梱包資材などが該当します。

○ では、対象にならないものは何ですか？

パソコンやデジタルカメラ、プリンター等の機器購入費やリース料、さらにプロバイダー等の契約料やインターネットの回線費用は対象になりません。

また、商品を販売した際の商品送料や、モール型ECでの売上に伴って変動するロイヤリティ、販売手数料、決済手数料などの経費も対象になりません。

また、今回は新たにECサイトを活用して販売に取り組む中小企業者を応援することから、すでにお持ちのECサイトの維持・継続に必要な経費も対象になりません。

○ 既にある自社サイトをリニューアルして新商品を販売すると対象になりますか？

既にあるECサイトをリニューアルされた場合では、対象となりません。

ただし、新たな商品の販売を、モール型ECサイトで開始されるのであれば、その販売開始に伴う初期経費としてWebサイト作成ソフトの購入費や利用料、写真撮影を外注した場合の経費などが対象となります。